

行政処分の公表

当社は、近畿運輸局滋賀運輸支局より下記の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、法令の順守及び輸送の安全確保を徹底し、会社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象事業者 近江タクシー株式会社
2. 処分警告 文書警告
3. 違反条項 運転者に対する指導監督義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
4. 当該処分に基づき講ずる措置
運転者に対し、法令及び輸送の安全を確保するための指導の充実化を図ります。
また運転手が理解できるまで、繰り返し指導を徹底してまいります。
5. 処分を受けた日 平成29年7月12日

以上